

【地域生活支援事業】

■ 地域生活支援事業サービス

サービスの名称	内 容
移動支援事業	1人では外出できない肢体不自由の方及び視覚障害の方、また自閉症等で行動に問題があり、ひとりでは外出できない方に移動の支援を行います。
成年後見人制度 利用支援事業	知的障害や精神障害をお持ちの方で判断能力などが不十分な方に対して法定代理人（後見人など）を決めて預貯金管理（財産管理）や日常生活での様々な契約（身上監護）など権利擁護を行うためなどの支援を行います。
意思疎通支援事業	視覚・聴覚障害をお持ちの方のコミュニケーションの支援として、外出の際などに、手話通訳者・要約筆記奉仕員・代筆代読ヘルパー等の派遣を行います。
日中一時支援事業	家庭で介護されている保護者やご家族の方が、一時的に家庭で介護できない事情が生じた場合、施設で預かりを行う制度です。体験入所も含め、日々介護されているご家族の休養目的でも利用できます。
訪問入浴サービス 事業	家庭で入浴できない重度身体障害者の方に、移動入浴車を利用した入浴サービスを提供いたします。
相談支援事業	障がいをお持ちの方や家族の方が日常生活の中で、困ったこと、気になることなどお話を伺い、福祉サービスに関する情報提供や関係機関の紹介を行います。
自発的活動支援 事業	障がいをお持ちの方や家族、地域住民による、ピアサポートや障害をお持ちの方へのボランティア活動を支援します。
窓 □	大郷町役場 保健福祉課 TEL 3 5 9 - 5 5 0 7

■ 障害者等緊急時支援体制整備事業

対 象	町内在住の障がいのある方で、主な介護者の不在（急病や葬祭等の急用）により、一時的に通常の在宅生活を送ることが困難となる方。
内 容	在宅の障がい者（児）とその家族等が緊急かつやむを得ない事情等により一時的に介護者が不在となる場合や、緊急で一時的な保護が必要な場合等について、緊急支援を行う体制を構築することで、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう支援を行います。
注意事項	原則登録が必要となり、利用にあたっては要件がありますので、事前にご相談ください。
窓 □	大郷町役場 保健福祉課 TEL 3 5 9 - 5 5 0 7

■ 自動車運転免許証取得費助成事業

対象	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳をお持ちの方のうち、1級から4級の方。 ・療育手帳をお持ちの方。
内容	就労や社会活動等への参加のため運転免許証を取得する方の事業です。申請者が免許取得のために自己負担した費用の2分の1（10万円まで）を上限として助成します。
注意事項	免許取得前に申請が必要です。 免許取得後の助成となりますので、領収書を保管しておいてください。
窓口	大郷町役場 保健福祉課 TEL 359-5507

■ 日常生活用具の給付事業

対象	身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方で各品目の対象級に該当する方。	
内容	<p>在宅の障害者(児)に対し、日常生活の便宜を図るため日常生活用具を給付します。 ※介護保険サービスが優先となります。 <u>障害等級により支給できる品目が異なりますので、まずは担当へご相談ください。</u> なお、<u>事前に申請が必要</u>で、<u>自費で購入した用具の費用を請求することはできません</u>のでご注意ください。</p>	
	障害名	申請できる品目例 ※障害種別・等級により異なります
	視覚障害	ポ-タブ-ルコ-ダ-、点字タイプライタ-、電磁調理器、盲人用体温計（音声式）、盲人用体重計、時計、点字器、情報・通信支援用具（パソコン周辺機器・プリンタ-）、小型送信機、拡大読書器、点字ディスプレイ（聴覚障害と重複の場合）、視覚障害者用活字文書読み上げ装置
	上下肢体幹障害	特殊便器、腰掛便座、昇降機能付便座、特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、入浴補助用具、移動リフト、歩行補助つえ、歩行支援用具、頭部保護帽、床ずれ防止用具
	言語障害	携帯用会話補助装置、人工喉頭、人工鼻
	呼吸器機能障害	酸素ボンバ運搬車（在宅酸素療法用）、ネブライザ-（吸入器）、電気式たん吸引器、パルスオキシメータ-
	聴覚障害	聴覚障害者用屋内信号装置、通信装置、情報受信装置、点字ディスプレイ（聴覚障害と重複の場合）
	腎臓障害	透析液加温器（腹膜透析用）
	ぼうこう・直腸障害	収尿器、ストマ装具（尿路系・消化器系）、紙おむつ
その他	訓練いす・訓練用ベッド（児のみ）、火災警報器、自動消火器	
窓口	大郷町役場 保健福祉課 TEL 359-5507	

■ 日常生活用具給付事業の住宅改修

対 象	<p>下肢、体幹機能障害・乳幼児以前の脳病変による運動機能障害２級以上の身体障害者手帳をお持ちの方。（※介護保険サービスが優先となります。）</p> <p>ただし、特殊便器への取替えは上肢障害２級以上の方のみ。</p>
内 容	<p>日常生活に著しく支障のある在宅の重度身体障害者・児が、段差解消等の住環境の改善を行う場合、居宅生活動作補助用具の購入及び改修工事費を給付することができます。</p> <p>①手すりの取り付け ②床段差の解消 ③滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器の取替え ⑥その他必要となる住宅改修</p> <p>※合計２００，０００円を上限とします。</p>
注 意 事 項	<p>必ず“着工前”にご相談ください。</p> <p>ご本人の身体状況や住宅の状態を訪問により確認するほか、申請時には平面図や見積作成などが必要となり、給付決定まで時間を要しますのでご了承ください。</p> <p>給付決定前に独自に設置した費用等は対象となりませんのでご注意ください。</p> <p>※上限額につきましては、“１家屋”あたりとなりますので、転居などにおける再申請につきましてはご相談ください。</p>
窓 口	<p>大郷町役場 保健福祉課 TEL 359-5507</p>

■ 自動車改造費助成事業

対 象	<ul style="list-style-type: none"> ●上肢機能障害、下肢機能障害、体幹機能障害の障害等級２級以上の方 ●就労等社会参加に伴い、自ら所有し運転する自動車の操向装置（ハンドル）、駆動装置（アクセル・ブレーキ）等の一部を改造する必要がある方
内 容	<p>身体に障がいのある方が、就労等のために“普段運転する自動車”の改造費用の一部を助成します。日常的に運転することを前提としています。</p> <p>障がい者本人が所有する自動車で１０万円を限度とし、１車両１回限りです。</p>
注 意 事 項	<p>事前に相談と申請が必要となります。</p> <p>給付決定前に改造された装置類は、助成対象となりませんのでご注意ください。</p>
窓 口	<p>大郷町役場 保健福祉課 TEL 359-5507</p>